

學校及教會の財産を支配するの全權を得たり。此の如くにして中央集權の專制政治を擁護するに教會の力を以てすると一八五九年まで續き此の十年の間總べて政治上の生活は枯死したり。

第三章 奥匈聯合國の形成

第一節 七年の經過時期

一八五九年に於て奥太利か佛伊聯合軍と戦ひてロンバルヂーを失ふに至りたる次第は外交史に屬す。此の戰爭の結果として奥太利は專制時代を通過し、立憲時代に移りたり、然たども奥太利、匈牙利の二重立憲國と成る前に、一八五九年より一八六七年に至る間に於て憲法及帝國各部分の間の關係は種々の激變を經過し、衝突相踵き各部一様に満足して帝權を奉じたるときは絶えて無し即ち此の八年は專制統一政體より現在の二重立憲政體に移る經過時期なり。

第二節 一八六〇年十月の憲法

一八四九年以來の專制政體は一八五九年の伊太利戰爭に因り其の到底列國と對

峙するに不利なる所以を證明したるに因り政府自ら其非を悟りて改革を行ふに至れり。

數年前より年々の經費不足し、負債に負債を重ねて僅に支持したり、而して敗戦の後軍隊を改良する爲めに國債を募集せむとしたるに既にして信用の底を叩き、二億フロリンを募集して僅に七千五百万フロリンの應募人を得たり。此の如きは國民をして全く國事に與らしめず、従て國家の事業に於ける熱心零點に下りたる結果なるを以て皇帝直接に國民に向て宣明書を發し、帝國の各地方に向て代表制度を布かむとするを約束したり、而して準備手段として一八六〇年三月六日、増員帝國參議會なるものを開きたり。此の會議は舊來の帝國參議會に官吏數名及各地方を代表せしむる爲に新に召集したる貴族三十八名を加へたるものなり。其の職權は財政及殊に重要な法律に關し意見を述べるに在りて、發議の權を有せず。アレキサンドル、ルバックの内閣交迭し、皇帝はガリシヤの出にして獨逸人と匈牙利人との争外に立てるゴルホウスキを擧げて内閣を組織せしめたり。匈牙利國は皇帝か匈牙利の地位會議を再興し、別に一名の知事を任命するを條件とし

て委員を派出したり、而して此等の委員は増員參議會に於て自ら匈牙利國を代表し他の各地方の議員と平等の地位に立ち會議に與る者と視做さるゝことを拒み匈牙利國の別に一國を爲すべき歴史上の權利を保留することを主張し、皇帝に向て一八四八年以來以來來れる非常手段を停止せしめむとを要求せり。

増員參議會に於て別に委員を選び豫算を調査せしめたるに全會一致を以て現在に於ける財政上の窮乏は帝國内部の編制其の宜しきを得ざるに因由するものなり國力萎微の原因は公共心の沈睡するに在れば各州をして行政に參與せしむるを以て經濟振興の唯一の方便とすべきとを議決したり。

然るに各州行政の編制に至りては議論一決せず僅々數十名の參議會中に於て既に議員は統一論と聯邦論との二派に分れたり。

統一派の本隊は獨逸人の居住する各地方の中等良民より成れり其の故は帝國の統一を維持するは維納に於ける獨逸人の政府をして各州に對する行政の權力を維持せしむると同義なればなり。市府及工業地を代表する者は貴族の權力を制して自由制度を行ひ、教會の威勢を排して改良主義を行ふ爲に強固なる中央政府

の存續せむとを望みたり。又耳塞比及ツランシルバニヤの如き小弱なる諸州を代表する者も匈牙利の如きボヘミヤの如き大州の爲に壓倒せられむとを憂ひて中央の集權を願ひたり。

聯邦黨は自ら獨立の政府を組織するの實力ありと信ずる諸州を代表する者より成れり、即ち匈牙利ボヘミヤ、クロアシヤ、堡蘭及伊太利のヴェニシヤの如し。彼等は奧太利が統一帝國となりたる以前の歴史上の權利を再得せむとを望み、從て中央政府の行はむとする共通行政權を大に減縮し又は之を全廢して單純の聯邦と爲さむとを主張せり。此等の諸州に於ける社會は尙ほ貴族的にして、之を代表する者亦貴族なりしに因り、統一黨は自由改新の政跡を欲せず歴史上の權利を主張すると同時に往昔の貴族政治を再興し、貴族及僧侶の權力を維持せむと欲したり。是を以て獨逸民種の中にも中等良民の増權に反對する舊領主及文明に反對する僧侶は聯邦主義即ち分權主義に賛成したり。

以上二派の軋轢は此の時より始まりて奥國政治史の全部に及ぶものなれば宜しく注意して記憶すべきなり。

増員參議會の委員は多數少數の二派に分れ爾來兩黨の格言と爲れる政治思想を提唱したり。聯邦黨は多數を占め(合計二十五名中十三人は舊領主三人は僧侶)(一)各州の歴史上政治上の特立(二)帝國諸州の平等及(三)各邦内部の立法行政の自治を認識せられむとを要求し成る可く在來の制度に依準して改革を行ふべきとを主張したり。統一黨十三名は各州自治の爲に帝國の統一を害するを不可とし帝國の爲に強固なる中央政府を作るべく各州に自治を許すに於ても凡そ事實上の統一を維持するに必要な權力は悉く之を總合國家(即ち統一帝國)に保留すべきとを主張し而して此制度を立つるに於て皇帝は自己の全權を以て一切欽定すべく聯邦黨の主張する如く歴史上の權利を再興するの理義を避くべきとを勸諭したり何となれば所謂歴史上の權利は各州國民の本來具有したる所のものを不正に中止し而して今改めて回付するの理論に基けばなり。然れども中央主權の基礎の上に編成すべき政體に至りては尙ほ立憲制度の字を用ゐるとを避けむとするの氣勢ありたる爲に之を曖昧に附したり。

皇帝は初め多數黨の意見に従ひ一八六〇年十月二十日を以て「國家永遠不換の根本法なるものを欽定したり是れ聯邦主義を公認したるものにして其の要點は左の如し。

- (一) 奧帝國は各州の州會及帝國參議會の協賛を以て立法權を行ふ。
- (二) 匈牙利に於ては従前の憲法に依り其の他の諸州に於ても各州の舊法に依り州會を開きて其の一州の法律を制定せしむ。
- (三) 州會の組織は貴族會議の舊例に依る(即ち地方を區畫して選舉區とせず貴族僧侶庶民より各其の代表者を選出せしむ)。
- (四) 帝國參議會の議員數は一百名とし各州の州會より之を選出す。
- (五) 一州の法律は其の州會に於て議決し帝國一般の法律就中財政通商交通兵備に關する法律は帝國議會之を議決す。
- (六) 帝國臣民は信教納稅義務及兵役の義務に關し法律に對し同等の地位に立つ。
- (七) 内務司法文部の三省は廢止す。

第三節 一八六一年二月廿六日の憲法

此の根本法は四個月間繼續したり。然るに茲に不幸なる過失ありき即ち匈牙利

に舊憲法を回復するとを許すと同時に帝國の根本法に依り自然に變化せるものは修正せられたるものと視做すとを明示するを怠りたる是れなり。是を以て匈牙利人は全く一八四八年の革命當時に於ける地位に立戻り、一八四八年の憲法法律のみ有効なりとし匈牙利と維納政府との分裂以來匈牙利議會と正當に認識せられたる匈牙利國王との合法の同意なくして制定したる所は皆無効なりと爲し、フェルチナンドの位をフランツ、ヨセフ帝に譲りたる事あるも未だ匈牙利政府の公認せざる所なりと爲したり。此の理論に依るときは奧太利とは全然別國を爲し唯た其の間に君位合一の關係あるものなりとす、此の如きはフランツ、ヨセフ帝の企畫したる所と異なる所と甚し然れども舊憲法中復活する所と、せざる所とを分離せざりしに因り亦奈何ともすべからざるに至れり。

匈牙利は舊法に依りて縣會を再興し、一八四八年の新選舉法に依り選舉を行ひ人民は匈牙利國會の議決を経ざるを理由として納税を拒み、奧太利裁判所の裁判に服従せざるに至れり。而して皇帝は州會を召集せざるを以て脅したるも効力なく、却て各縣會より建議して一八四八年の法律を全部復活し、革命戰爭に關係し

たる者を悉皆特赦せむとを要求したるに因り皇帝は遂に意を決し、少數の統一黨の意見に依り憲法を改正したり。

(一) 一八六〇年十二月内閣を交代し自由主義を以て聲望ある愛國者をシメルサンプを以て總理とし一八六〇年の憲法を補修するの口實を以て一八六一年二月廿六日全く新奇の憲法を制定したり。此の憲法は表面上に州會の權力を維持しなから、其實權をして獨逸黨の中に歸せしむるの工夫をなしたるものなり、其の要點左の如し。

(一) 匈牙利及ヴェネシヤを除き他の各州の州會選舉法を改正し普魯西議會の三級制度に類似して大地主、市府の中等良民及郊野の農民として各其の代表者を選出せしめ比較的多數の地主貴族に歸するを目的としたるものなり。

(二) 帝國參議會を擴張して眞の議會と爲し二院制を取り、上院は領主會議と稱して州會に於て選舉する議員三百四十三名より成立す其の分配法左の如し。

匈牙利

八五條

ララシメルサンプ

二〇條

最近時政治史

奧匈君主國 第三章 奧匈聯全國の形成

タロアシヤ、スロヴァニア 二九名
ダルマシヤ 八五名

ボヘミヤ 五四名

モラヴィヤ 二二名

シレシヤ 六名

上下奥太利 二八名

サルツブルク 三名

スチリア 一名

カルニョール 六名

イストラリヤ及ツリエスト 六名

ガリシヤ 三八名

プロヴァイナ 五名

チロール、フォールベルク 一二名

(三)州會に於て選舉を拒むときは帝國政府は州會の選舉人をして直に選舉せしむる權利を保有す。
(四)曩に州會に屬せしめたる職權の一部を以て帝國參議會に移す。

此の新憲法は累世奥太利帝室に忠誠なる貴族と市府に於て多數を有する獨逸人との利益を主とし其の勢力に依りて表面は分權主義を保存しながら實際は統一主義を行はむとするものにして自由主義の獨逸人並に塞耳比人、拉馬尼人、ガリシヤ内のルデーニン人、ダルマシヤ内のクロアシヤ人の如く他人種の壓制に苦しむ者は皆之を喜びたり。然れども奥太利帝室に縁故薄き聯邦主義の貴族及自立の能力ありとする大州の人民に大なる不満足を與へたり。就中匈牙利人は終始承服せず、ヴェニシヤ人、クロアシヤ人も亦之に倣へり。

第四節 憲法中止

匈牙利人、伊太利人及クロアシヤ人は初より帝國參議會に議員を選出するとを拒みたり。堡蘭人、ボヘミヤ人、ウスロヴァニヤ人は議員を選出すると雖歴史上の權利を保留したり。各州會に於て新に勢力を得たる大地主の改正帝國に賛成するに非ざれば代議士選出を拒む州は更に多かりしなるべし。三四三名の中一四〇名を缺きたり、然れども總員の三分の二を超へたるを以て會議を開くには十分なりき。

匈牙利國會は政府の召集に應じて集會したるも議員は直に二派に分れたり。然れども新憲法を遵奉するや否を奉答せむとするに至りて院内は直に二派に分れたり。其の一派は新憲法の發布に依り一八四八年憲法の効力に變更ありたるや否を討議するすら好まざる旨の決議を以て奉答に代へむとしたり。然るに愛國者デイヤツク及エオトダオスの率ひたる一派は奧地利帝に上奏して新憲法の匈牙利に對し無効なるを開陳せむと主張したり。三週間の討議の末一五三に對する一五五を以て上奏案派の勝利に歸したり。然るに其の上奏の牒裁に於て更に一の困難を生じたり、其の故は匈牙利の舊憲法に依るときは王の即位或は王と匈牙利國民と互に憲法を遵守するを誓ふの儀式なれば關係頗る重大なるに拘らず、フランツ、ヨセフ帝の位に登りたる時は既に一八四八年の憲法を無効としたるの後なるを以て、未だ匈牙利王としての即位式を行はず、隨て匈牙利人より視ればフランツ、ヨセフは未だ匈牙利王に非ざりしに因る。是を以て一八六一年七月上奏文に於て王と云はず單に殿下と稱し左の如く述べたり。

隨て殿下に言上す此の憲法は匈牙利を以て奧太利の一地地方となし外國の多數

に服従せしめむとするもの吾人の政治上の生活及國民的獨立は合法の自治權と我國の獨立とを以て基礎とす。吾人は第一の義務は全力を盡して匈牙利の爲に匈牙利を保護し其の憲法上の權利を擁護するに在り。吾人は如何なる事情如何なる利益に對しても條約法律、王の親簡及即位式の誓文に依りて吾人に屬するの權利を犠牲にするも能はざる旨を殿前宣言す。

孰れの一方も先づ他の一方をして自家の權利を正當に公認せしめたる上に非ざれば談判に着手するを欲せず、即ち匈牙利は先づ其の歴史上の權利を公認せられむとを要求し、奧帝は先づ其の欽定憲法の承諾せられむとを欲したるに因り、兩々對立して疏通するの途を知らざりき。奧太利政府は匈牙利を抑壓せむと欲し、八月州會を解散し、縣會の集會を禁じ、中央政府より官吏を派遣して專制を行はしめたり。然れども一定の効果を見ざる間に一八六四年及一八六六年の戦争起りたり。

クロアシヤ人も亦政府かゲルマシヤに合議するとを認許せざる間は議員を帝國參議會に派出するとを拒みたり。

堡蘭人及ボヘミヤ人も初の議員を選出したるに拘らず、一八六三年以後は匈牙利

を真似るといなりぬ。同時に政府財政に困難し不法の流用を爲したるより帝國參議會に於ける獨逸黨とシュメルリンク内閣との間に衝突起り、一八六四年に於て參議會は歳入歳出を平均せしめむとを要求し、一八六五年には國債募集の承諾を拒みたり、宜なるかな、奥普戦争に於て奥軍の利を失ひたるや。一八六六年の奥普戦争は奥帝の一八六一年二月の憲法を欽定したる、其の目的とする處帝國の統一を維持して政府の運用を圓滑にするに在りき然るに統一は其の一部分を缺き、剩さへ帝國參議會は政府を批判するの位地に立ちて其の活動自在を防障すると大方ならず、而して困難の源は實際上獨立するの能力ある匈牙利をして強て統一主義に従はしめむとするに在り。是を以てフランツ、ヨセフ帝は更に方針を改め、古來の双立主義に立戻りて奥匈兩國の關係を整理するに決心せり。帝は一八六五年九月廿日を以て憲法を中止し、バストに幸し、匈牙利政治家と協議し、シュメルリンクを罷め、非獨逸主義のベルクレヂー (Belcredi) を擧げて次の内閣を組織せしめたり。匈牙利人ボヘミヤ人及ガリシヤ人は好意を以て新内閣を迎へ

た。匈牙利の州會は一八六五年十二月十四日より開會し極左黨は絶對的に一八四八年の憲法承認を求めたるも、ダイヤツクの率ゆる自由黨は變通の道を求めて事を和らげ、先づ一旦一八四八年の憲法を復活し、之に依り責任ある匈牙利國務大臣を任命し、此の大臣をして必要の改正を提議せしむるの方法を取れり。談判の最中に於て奥普戦争起りし爲め遲滯したり。

第五節 双立主義の協定

奥普戦争中奥太利は獨り財政に困難したるのみならず、匈牙利及ボヘミヤの地位の不定なる爲に少なからざる不利を招きたり。州人民は奥太利を怨むの餘り公然普魯西に同情を表する者少なからず、匈牙利の老將クラブカ (Klapka) は現にマジャール人の一隊を以て普軍を援けむとし、勝敗の敏速に決したる爲に實行に至らずして罷めり、ボヘミヤ人は戦争の初に於て國防の爲に武器を附與せられむとを請求して聽されざるを怨むに際し、普軍ボヘミヤに入るや、普王ボヘミヤ人民に宣言して其の舊古の名譽及權利を稱揚し、奥國の官吏を逐ひてボヘミヤ國民の久しく渴望したる自治を行はしめたり、是に於て平和の後には之を治むるに一層困難

此の要約に於ては、埃匈君主國を分けて二個の別國と爲し、兩國の權利は完全に均一し、俱に合一の君主を戴くと雖、其の名稱を異にす。埃に在ては帝と云ひ、匈に在ては王と云ふ、而して同一の徽章を用ゆ。白鷲。此の君主國の公然の名稱を埃太利、匈牙利と云ふ。領土の分割は、歴史上の傳來を標準とし、匈牙利は聖エチエンの王位に屬したる諸州、匈牙利本部、クロアシヤ、スラヴオニヤ、ツランシルヴァニア、塞耳比、及軍事國境各地を包含し、埃太利は殘る十七州を包含す。國名を云はすして此の兩部を指す爲に、シスライタニヤ^{埃太利}及ツランシルヴァニア^{匈牙利}の名稱を用ゆ、即ち埃太利國の大部分はライタ河の東に在り、匈牙利は同河の西に在ればなり。シスライタニヤに在りては、獨逸人種主要の地位に在りて、各之に比し文明の度稍低き他人種を從屬せしむ、其の多くはスラヴ人種なり。ポイスト會て匈牙利の宰相に向て、足下の諸部族を保有せば吾人は吾人の各部屬を保有せむと云ひたりしと傳ふ。兩國關係の一八四八年に於けると異なる所は、單に同一君主を戴く別國、所謂君位合一たるのみに非ずして、協同事務の爲に協同政府を組織し、共通所謂實體合一を爲せるに在り。所謂共通事務は二種あり、左の如し。

第一、埃匈君主國の關係に於て所謂帝國參議會に代表せられたる各州^{即ち埃太利領各州}及匈牙利王位に屬する各州の共通事務なるものは三なり、曰外交、曰陸海軍事、但し兩國負擔の現役兵數及兵役義務法を除く、曰共通經費の財政是なり。此の部類の事務は兩國議會に對し責任を有する埃匈君主國各大臣をして擔任せしむ。共通事務の爲に(一)共通外務及宮内省、(二)共通軍務省、及(三)共通財務省を置く。

第二、時々兩國の間に協定すべき共通原則に依り處理すべき事件なるものは主として通商、關稅、貨幣、徵兵制度、工業政策とす、此の爲に要する費用の分擔法は兩國議會の派出委員會に於て十年を一期として之を定む。特派委員は各一方より六十名を出たす、其の三分の二は各一方の代議士院に於て互選し、三分の一は貴族院に於て互選す。兩派出委員會は一年交迭に維納及ベストに集合し、合して一議會を爲すこと無く、別々に集會して各其の自國語を以て討議し、一方の表決を以て他の方に移す、而して一致せざる時は三回まで書面を以て往復し、尙ほ一致に至らざる時は全委員の合會又は兩會より選出したる同數委員の會議に於ては討論を用ゐず、單に投票を以て決議せり。一方の議會にして解散せらるゝ時は其選出す

る所の派出委員と共に解散せられたるものと見做す。派出委員の議決する所は一定の期限間に對する規約にして、之を標準として各一方の議會に於て法律を議決す。兩派出委員會は各發議權を有す。第一度の派出委員會に於て兩國共通の關稅定率、國立銀行及貨幣制度、但し各一國は其の自國語を以て鑄造する權あり、及度量衡の制度を議定したり。又既往の國債及將來の經費に對する兩國分擔法を定め、奧太利は百分の七十、匈牙利は百分の三十を負擔することを決定したり。此の相讓要約に關して注意すべき點あり、即ち此の要約は奧太利國の匈牙利國との條約に非ずして、匈牙利國と奧太利帝室との間の約束なることは是れなり、從てハブスブルグ、ロレーン統の繼續する間のみ有効にして、該統斷絶する時は、匈牙利は全く獨立せる一國と爲るへし。是れ即ち、奧太利帝室斷絶の歐洲平和の爲に甚だ危險なる所以なり。

要約成立の後、ダイヤツクは一切の名譽を辭し、入閣をも爲さず、自由民權と同時に王

室及君主國の保全を主義とする穩和黨の首領として議會に出入せり。

第六節 双立以後の兩國

一八六七年の要約成るや、兩國共に其の内部に於て立憲代議君主政體を確定したり。

奧太利に於ては一八六七年六月廿日を以て帝國參議會を召集し、政府より左の四法案を提出す。

(一) 一八六一年二月廿六日議院根本法改正案

(二) 緊急法に關する議院根本法第十三條改正案

(三) 大臣責任法案

(四) 聯合國家共通事務法案

又帝國參議會より左の各法案を提出したり。

(一) 臣民一般の權利法案

(二) 帝國裁判所設置法案

(三) 司法權に關する法案

(四) 行政權に關する法案

此等の法案は決議の上六月以後に於て漸次に裁可せられ、左の名稱を以て發布の

上一八六七年十二月廿二日より同時に有効となり合して奥太利帝國の憲法を爲せり。

- (一) 一八六一年二月廿六日根本法第十三條改正法(七月十六日裁可)
- (二) 大臣責任法案(七月廿五日裁可)
- (三) 議院法(二月廿一日裁可)
- (四) 臣民一般權利法(同)
- (五) 帝國裁判所設置法(同)
- (六) 司法權法(同)
- (七) 政治及行政權使行法(同)
- (八) 君主國の各州に共通事件取扱法(同)

此等の根本法は皇帝の權利を制限して憲法に依るに非ずして一事を爲す能はざるものとし、臣民の權利自由を保證する最も完全なり。特に注意すべきは國語使用の自由を保證したる一條なりとす、即ち臣民一般權利法第十九條に規定して曰「國家ノ諸民族ハ權利ニ於テ同等ナルヘク、各人種ハ其國籍及其國語ヲ保有スルノ不可僥ノ權利ヲ有ス。國家ハ帝國ニ於テ從來使用セラル、邦語ノ學校、官廳及政治生活ニ於テ同等ノ權利アルヲ認ム。數民種ノ雜合居住スル諸州ニ於テハ各大臣ヲシテ第二ノ國語ヲ習得スルノ必要ナク、自己ノ國語ニ於テ總テ教育ノ爲ニ必要ノ便宜ヲ得セシムル方法

ニ於テ教育機關ヲ編制スヘシ。

憲法に此の一條あるは後に至り言語に關し種々紛雜なる問題の起れる所以なり。帝國參議會は舊の如く貴族院と代議士院とより成立し其の代議士は十七州の州會より左の員數を選擧す、

オヘミヤ	五四人	ラウヴィヤ	二二人
シレンシヤ	六人	ガリシヤ	三八人
アコウイナ	五人	ゲルマシア	五人
下奥太利	一八人	上奥太利	一〇人
ザルツブルグ	三人	スチリヤ	一三人
カリンシヤ	五人	カルニヨール	六人
チロール	一〇人	フォルアルメルグ	二人
イスツリー	二人	ゲルツクラサカ	二人
ツリエスト	二人		
合計	二百〇三人		

立法行政に於ては地方分權の主義を取り各州に州會及州縣を置きて其の州の立法行政を行はしむ。然れども帝國參議會の職權は獨逸議會の職權に比して更に

濶大なり、即ち共通豫算、兵役、通商度量衡、國債、運輸、衛生、歸化、印刷、集會、結社の自由に關する制度、宗教、教育、行政廳、及裁判所の編制に關するものは皆中央議會の管轄に屬し、帝國參議會職權に屬せざるものを以て州會の職權とす。

奧太利には左の八大臣あり

- (一) 總理内務大臣
- (二) 教育及宗教大臣
- (三) 大藏大臣
- (四) 農務大臣
- (五) 通商及理財大臣
- (六) 國防大臣
- (七) 司法大臣
- (八) 鐵道大臣

匈牙利に於ては一八四八年の憲法を再興して之に改正を加へ王は大臣を指揮するの權利を加へたるものの外頗る自由主義にして白耳義の憲法に類似せり。しかれとも貴族の勢力は實に強大にして貴族院は親王、大公、世襲貴族、僧侶、高官及スラヴオニヤ代表者三名より成り議員の總數八百を越えたり。衆議院は殆ど一般選

舉に近く少額の直接關稅を納むる丁年以上の男子は皆代議士院の選舉權及被選舉權を有し、學者、専門家は資格の制限なく、毎五年改選にして現在の議員は四百五十三人あり、其中四百十三人は匈牙利本部の選出にして四十人はクロアシヤ、スラヴオニヤの選出なり。議會の用語はマヂヤール語なるもクロアシヤ、スラヴオニヤ議員は各其の自國語を使用することを許さる。

政府は議會に對し責任ある大臣を以て組織し、現今は左の十大臣あり

- 内閣議長
- 大藏大臣
- 國防大臣
- 近侍大臣
- 内務大臣

- 教育及宗教大臣
- 司法大臣
- 工務大臣
- 農務大臣

クロアシヤ、スラヴオニヤの爲に一の州會を設け五年任期の議員九十名あり、毎年アグラムに集會す。

此の如く奧太利と匈牙利は内部に於て全く分離せる二國なり、然れとも君主を一にし並に共通事務の存するか爲に互に他に影響する所多く殆ど一國の觀を爲せ

るは事實なり。政治上の情況は一八六七年より一八七八年のボスニヤ、ベルツゴ
ヴィナ占領に至りて一變す。本章に於て此の間に於ける政治上の變動を述ぶへし

第四章 双立以後の十年間

第一節 奥太利に於ける政黨の實現

相讓要約に依りて奥太利と匈牙利の關係は一定したりと雖、奥太利内部に於ては
人種の問題尙ほ容易に落着せず、政治上の問題と混淆して言ふ可からざる紛擾を
呈せり。大體の關係を言へば政治生活は人種上に於て獨逸人を主力とし中立政
府に加擔する集權黨とスラヴ人(ボヘミヤのチェツク人、堡蘭人、スロヴェレン人、クロア
シヤ人)を主力とし各州に加擔する聯邦黨とに分れ、而して又獨逸人中に政治上の
二派あり、貴族の政權を回復し、宗教の特權を維持せむとする者は保守黨を組織し、
之に反對して自由民權を重むし、國務に對する宗教の勢力を廢せむとするものは
自由黨を形成したり。

然るに茲に此の黨派の關係をして一層錯雜ならしめたる所以のものは他無し、奥
太利に於て所謂人種の區別は人類學上に於て云ふ人種の區別に非ずして畢竟言
語の區別に外ならず、而してスラヴ人の一部は既に獨逸化せられて獨造語を用ゐ
るに因り、同一地方に於ても大抵兩黨あるに至れるに因る。元來スラヴ人種の地
方たりとも全然獨逸化せられたる處に於ては人種的争闘なく其最も激烈なるは
スラヴ人の勢力重大なる地方に在り、何となれば此等の地方に在ても貴族、市府の
人民、及概して文字ある者は皆獨逸語を用ゐる獨逸黨に同情を表せり、何となれば宮
中商業及學術の用語は皆獨逸語なればなり。又南方海岸の各地に於ては伊太利
語とスラヴとの間に同様の困難あり。是に於て人種的黨論は獨り帝國參議會に
於て一般政略の上に顯はるゝのみならず又地方に於て州會の政治上に顯はるる
なり。

是を以て奥太利には一八六七年新憲法の初めより獨逸人種より成れる保守、改新
の二黨ありて各々地方に依り分派し、別に七個の國民黨あり、即ちチェツク(ボヘミヤ)
黨、堡蘭黨、ルラーン黨、スウェーデン黨、伊太利黨、クロアシヤ黨、拉馬尼黨、是れなり。

各國民黨の欲する所は其の言語の使用權と民種の獨立を得むとするに在り。此

等の諸黨は帝國參議會に在りて「クラブ」と稱する院外團結を成し、孰れの一黨も獨立して多數を制するを得ず、故に常に彼此聯合して多數を作るあり。

今此の錯雜したる黨派關係の間に自から一定せる分合關係の發生せる所以を理會せむと欲せば、先づ第一に選舉法の性質を觀察し、而して後種々の政治問題を通觀せざるへからず。

(甲) 等級選舉法

一八六七年の根本法は選舉に關し一般選舉の法は革命的の者として之を取らず、一八六一年の同法に即ち利益代表の主義に依り、同級選舉の法を設けたり、即ち第一に大地主、第二に商業會議所、第三に各市府及第四に町村是なり。各級は別々に選舉を行ひて自級者を選擧したり。而して選舉權は唯り資格制限を設けたるのみならず、又頗る不平等に分配せられたり、何となれば大地主と商業會議所とは其の少なきに拘らず、各市府よりも比較的に多くの選舉權を有すればなり。然り而して地主及商業會議所員の多數は獨逸人又は獨逸化せられたる人民なるに因り、此の不均等はスラヴ人種の各州會(ボヘミヤ、モラヴィヤ、シリシヤ)に於てすらも獨逸

黨に偏重の權力を與へ、州會に於ける偏重の勢力は從て帝國參議會の黨派關係に影響したり。

偕て此の等級選舉の結果として奧太利の政治上に及ぼせる一の結果は大地主に於て常に政府黨を作りたる事なり。彼等の多數は獨逸人にして且現在の憲法に依り少數の選舉者中より比較的多數の代議士を出たす權を有することなれば一八六七年の憲法の持續を願ふと同時に常に政府に左袒せり。

(乙) 主要の政治問題

大地主黨の外に於て各黨派の分合を理會せむと欲せば、主要の政治問題を研究せざるへからず。

(イ) 言語問題

憲法に於て各人種に對等の權利を認め、學校官廳及政治生活に於て各其の人種の言語を使用するの權利を保證したるは宜しと雖、此の一條を以て言語の問題を解釋すべからず、實際に於て此の原則を守らむとするに至りては不測の困難あり。教育の一事を以て之を言ふも兩人種の雜居する村落に於ては二種の小學校を設

けざるへからず、而して中等以上の教育に於て此の困難は益々甚し、何となれば専門の科學は獨逸語に依るに非ざれば研究するを得ざるを以て他語に依り教育するは却て學生の不利なればなり。官廳及政治生活に於ける困難は更に甚しきものあり。奧太利政府に於ては古來獨語を用ゐ、又各人種の普通に理會するを得るは只た獨語あるのみなりき。故に今さら行政廳に於て其の慣例を改むるは難しと雖、少なくとも裁判所に於ては憲法上の原則を守らざるを得ざりき。然るに裁判官たりとも各地方の言語に通せむとを望むへからず、審判及裁判書類の上に非常の困難を見たり。小學校、中等教育、専門教育、行政廳及裁判所は主たる紛議の根源なりき。

(ロ) 宗教、教育問題

内政の範圍に於ける最大問題は僧侶の政治に關する權利を保護すへきや減廢すへきやに在り。一八五五年の教法會議以來教會は自治の權を有し、且人民の教育及結婚を主宰するの權を有したること上述の如し。獨逸人種の中等良民より成れる自由黨自由俱樂部及進歩俱樂部の二派は獨逸の國民自由黨の如く、教會並に學校の改良を主

張したり。之に反し、獨逸人種の加特力教徒並に人種スロヴァキヤ人中の保守黨より成れる保守黨は教會の權利を維持せむことを主張したり。

人種問題は言語及州會の權利問題と成りて顯はれたり。獨逸人種は擧て獨逸語を以て、裁判所、行政廳及中等教育の用語と爲さむことを主張し、其の他の人種は各其の強弱に従ひ、或は學校及教會のみ獨立支配するの權を許されむことを請求し、或は言語對等の權利を完全に認められむことを要求し、或は完全なる行政の自治又は州會の獨立を主張したり。

外交問題に於ては獨逸人より成れる自由黨の各派は獨逸及伊太利に同情を表し、同人種の保守黨即ち加特力黨は之に反對し、スラヴ人種中チェック人は熱心なる露國の好友にして獨逸に反對し、堡蘭人は概して露國に對して仇怨の關係に立ち、スロヴァキヤ人、クロアシヤ人、ローテーン人は露國に同情を表したり。

此の如く黨派の關係錯雜し、問題も亦錯雜せるに拘らず、其の間に比較的に永續する聯合關係成立し、却て獨逸に於けるよりも固定するものありき。其の聯合は大抵左の系統に依りたり。

62

390

(一) 獨逸人種の自由黨各派の間に聯合關係ありて自由及中央集權の主義を以て集まれり。

(二) 新憲法は自由主義にして且中央集權主義なるより、之に反對する貴族及加特力黨と人種獨立を主張する各黨即ち聯邦黨との間に概して同情あり。就中堡蘭人各俱樂部とポヘミヤ貴族の各俱樂部と、獨逸人種の保守黨各派との間に親密交際あり。

右の次第なるを以て大地主黨の政府黨たることは確定し此の一黨に於て自由、中央聯合に就くか、保守、分權聯合に赴くかの如何に依り多數の關係は定まれり。

然り而して奧太利に於ては議會に於て多數の聯合先づ定まりて此の中より内閣員を出たすに非ず、皇帝先づ内閣員を命し、其の大臣に於て右若くは左の聯合を作るなり。皇帝は孰れの一方にも偏せず、或時は自由集權主義の大臣を命し、又或時は保守分權主義の大臣を命ずるか故に多數の聯合は左右彷徨せり。

最近時政治史完

終

